

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する  
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号。以下「入管法等」という。)の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人については、「入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する予防接種について(情報提供)」(平成 24 年 6 月 14 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)(別添 1)により、地方出入国在留管理局からの通知等を基に実施主体である市町村(特別区含む。以下同じ。)の区域内に居住していることが明らかな場合は、外国人が予防接種法に基づく予防接種を受けることができるよう、特段のご配慮をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「新型コロナ予防接種」という。)における取り扱いについて、下記の通り周知いたしますので、内容を御了知の上、管内市町村へ周知をお願いいたします。

なお、本件については、出入国在留管理庁と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 出入国管理及び難民認定法第 54 条第 2 項の規定により仮放免をされた者(以下「仮放免中の者」という。)のうち、実施主体である市町村の区域内に居住していることが明らかなものについては、仮放免中の者から申請があった場合に接種券の発行を行う等、新型コロナ予防接種を受けることができるよう適切な配慮を行うこと。  
その際、仮放免中の者の居住の実態や身分証明については、仮放免許可書(別添 2)や、仮放免中の者に関する各地域の出入国在留管理局からの通知、旅券等により確認すること。  
なお、あらかじめ仮放免中の者の居住地を当該市町村が把握している場合は、事前に接種券を送付するという方法も考えられること。
- 2 円滑な接種の実施のため、本件対応に当たっては、必要に応じて貴市町村の外国人共生施策担当部局等と連携いただくとともに、仮放免中の者に関する上記通知等に関して確認が必要な場合は各地域の出入国在留管理局に相談すること。

以上

事務連絡

平成 24 年 6 月 14 日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外  
の在留外国人に対する予防接種について(情報提供)

平素より予防接種行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

平成 24 年 7 月 9 日に「外国人登録法」(昭和 27 年法律第 125 号)が廃止され、併せて「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 77 号)の施行(平成 24 年 7 月 9 日)の後、外国人について市町村が住民票を作成することとなります。しかしながら、「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号)及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成 3 年法律第 71 号)(以下「入管法等」という。)の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人については、住民票は作成されません。

一方、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成 21 年法律第 79 号、以下「入管法等改正法」という。)附則第 60 条第 1 項の規定を踏まえ、出入国管理及び難民認定法第 54 条第 2 項の規定により仮放免をされ、当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、入管法等改正法施行日(平成 24 年 7 月 9 日)以後においてもなおその者が行政上の便益・サービスを受けられることとなるようにするとの観点から、対象者の氏名、国籍、性別、生年月日、仮放免日、住居、仮放免の失効及び住居変更等の情報について、各地方入国管理局から対象者の住居が存在する市区町村に対して郵送で通知することとなります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、平成 24 年 7 月 9 日以降も、住民票、入国管理局からの通知を基に実施主体である市町村の区域内に居住していることが明らかな場合は、外国人が予防接種法に基づく予防接種を受けることができるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

別記第六十七号様式（第四十九条関係）

(表)

番 号  
年 月 日

日本国政府法務省

## 仮 放 免 許 可 書

出入国管理及び難民認定法第54条第2項  
の規定により、仮放免します。写  
真

1 氏 名

男  
女

2 生 年 月 日

年

月

日

3 国 籍 ・ 地 域

4 住 居 地

5 仮放免の条件：裏面に記載のとおり。

出入国在留管理庁

入国者収容所長

出入国在留管理局主任審査官

署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

## 仮 放 免 の 条 件

(1) 住居

---

(2) 行動範囲

---

(3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

(4) 仮放免の期間

---

(5) その他

## 注 意

ア 住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没取することがあります。

エ 出頭の際は、本許可書を持参して下さい。